

平成26年1月17日

諮問書



むつ530~199
平成26年1月17日

むつ市国民健康保険運営協議会
会長 白井二郎様

むつ市長 宮下 順一郎



むつ市国民健康保険税率の改定について（諮問）

貴協議会には、国民健康保険事業の運営にあたりまして、日頃よりご指導、ご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

本市の国保財政は、高齢化の進展や医療の高度化などにより保険給付費をはじめとする費用が増加する一方で、被保険者の所得低下により保険税収入が減少し、平成24年度決算では約5億2,800万円の累積赤字を計上しております。

平成25年度も、さらに厳しさは増していく見込みであり、今後、財政の健全化を図るためには保険税率の改定を余儀なくされることとなりますが、被保険者の過重な負担を避けるため、平成25年度末までの累積赤字分については、一般会計からの繰入により解消し、平成26年度以降に見込まれる歳入不足分については、被保険者から応分のご負担をしていただかなければならないものと判断したところであります。

また、国保の運営が平成29年度から県に移管される見込みであることを踏まえ、今般は平成26年度から平成28年度までの3か年の収支均衡を図るための保険税率改定を行うこととし、被保険者の急激な負担増を緩和するため、平成26年度及び平成28年度の2回に分けて改定することとします。

なお、平成28年度の改定については、平成26年度及び平成27年度の財政状況はもとより、国における財政基盤強化策や制度改正の動向を見据え、あらためて定めることとし、平成26年度の保険税率改定については、次のとおり諮問するものであります。

記

1 国民健康保険税率の改定

(1) 【基礎課税分】(医療分)

- ①所得割「100分の7.96」を「100分の8.22」とする。
- ②被保険者均等割「18,800円」を「22,600円」とする。
- ③世帯別平等割「35,800円」を「36,300円」とする。

(2) 【後期高齢者支援金分】

- ①所得割「100分の2.51」を「100分の2.61」とする。
- ②被保険者均等割「5,300円」を「7,200円」とする。
- ③世帯別平等割「9,800円」を「11,900円」とする。

(3) 【介護納付金分】

- ①所得割「100分の2.21」を「100分の2.36」とする。
- ②被保険者均等割「12,700円」を「16,700円」とする。

(4) 適用の時期

平成26年4月1日から

【参考】

賦課区分		税率改定		
		現行	改正案	増減
基礎課税分 (医療分)	所得割	7.96%	8.22%	0.26%
	均等割	18,800円	22,600円	3,800円
	平等割	35,800円	36,300円	500円
後期高齢者支援金分	所得割	2.51%	2.61%	0.10%
	均等割	5,300円	7,200円	1,900円
	平等割	9,800円	11,900円	2,100円
介護納付金分	所得割	2.21%	2.36%	0.15%
	均等割	12,700円	16,700円	4,000円
平均改定率		8.8%		